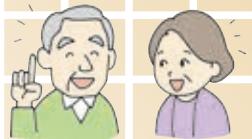


後期高齢者 医療保険料 について



保険料の算定方法

後期高齢者医療制度の保険料は個人ごとに計算されます。全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

保険料率は県内均一で、医療費の動向などを踏まえて2年ごとに見直されます。

軽減制度

後期高齢者医療保険料には、低所得者の負担を軽減するための「軽減制度」があります。

①均等割額の軽減
世帯(被保険者全員と世帯主)の総所得金額などの合計が一定の基準以下の場合、7〜2割軽減されます。

年間保険料

(限度額 66万円)

均等割額
46,000円

+

所得割額
賦課のもととなる金額(※)
×8.5%(所得割率)

※ 賦課のもととなる金額=令和4年中の所得金額-基礎控除額

保険料の納付

②後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった場合、資格取得後2年間に限り、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。ただし、国民健康保険および国民健康保険組合に加入していた方は対象になりません。

保険料は、年金から差引きする「特別徴収」、または納付書や口座振替により金融機関などで納付する「普通徴収」のいずれかで納付となります。令和5年度の納付方法や年間保険料額については、7月中旬に送付される通知の内容をご確認ください。

問 保険年金課

☎0297(21)2187